

明石市工場緑化等に関するガイドライン (素案)

(～SDGs未来安心都市・明石の実現に向けて～)

2023年(令和5年) 月 日

目次

1.	はじめに	1
2.	条例による緑地面積率等の緩和内容	2
3.	ガイドラインの考え方	3
4.	明石市版ネット・ポジティブ・インパクト制度	5
5.	良質な緑地の形成	7
6.	CO2 排出量の削減	12
7.	地域貢献活動の取組	13
8.	明石市ネット・ポジティブ・インパクトアドバイザリー会議	14
9.	地域説明会の開催	15
10.	ガイドラインに関する手続	16

1 はじめに

工場立地法は、工場の立地が環境の保全を図りつつ、適正に行われるようにするため、工場立地に関する準則(基準)を定め、これに基づく勧告、命令等を行うことにより、国民経済の健全な発展と国民の福祉の向上に寄与することを目的としており、周辺的生活環境との調和を保つため、工場の緑地面積率等が定められ、工場敷地内に緑地等を確保することを義務付けています。

こうしたなか、産業界からは、市内産業の更なる活性化や雇用の確保を図るため、工場立地法に基づく緑地面積率等の緩和に関する要望があり、明石市では、2022年(令和4年)5月に明石市工場立地法地域準則条例を施行し、緑地面積率等の緩和を行いました。

一方、工場立地法が求める工場緑地は、工場と周辺地域的生活環境の保持に寄与するものとして、緩衝機能(遮音効果、防塵効果、延焼防止機能、大気浄化機能)だけでなく、周辺地域に対する景観や従業員等の就業環境の向上にもつながっています。さらに、ヒートアイランド現象の緩和や、二酸化炭素吸収源としての機能、生物多様性を確保する効果も高まっており、端正に管理された緑地は、企業イメージの向上にも寄与しています。

明石市では、2020年(令和2年)12月に、学識経験者をはじめ、経済団体、環境団体、市民・地域代表によって構成される「明石市工場緑地のあり方検討会」を設置し、地域産業の活性化と市民生活の向上という重要なテーマについて検討をいただきました。同検討会からは、特定工場を設置する事業者と地域、そして市が共に課題に向き合い、相互理解を深め、将来を見据えてまちづくりに取り組んでいく、まさに「SDGs未来安心都市・明石」にふさわしい、三方良しの「明石市版ネット・ポジティブ・インパクト制度」の導入に関する答申書が、2022年(令和4年)1月に提出されています。

こうした状況を踏まえ、2023年(令和5年)3月、明石市工場立地法地域準則条例を改正するとともに、「明石市工場緑化等に関するガイドライン」を作成しました。緑地面積率等の緩和と合わせて、緑化等の取組を推進することにより、地域産業の活性化と地域における生活環境との調和、さらにパートナーシップによるまちづくりを推進し、まちの持続的発展を目指してまいりたいと考えています。

事業者の皆様、地域の皆様には、本ガイドラインで示す緑化等の取組等の意義や必要性をご理解いただき、積極的なご協力をお願いいたします。

2 条例による緑地面積率等の緩和の内容

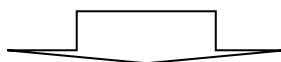
工場立地法では、工場立地が周辺地域の生活環境との調和を図りつつ、適正に行われるように、生産施設、緑地及び環境施設のそれぞれの面積の敷地に対する割合を定め、一定規模以上の工場等を新設又は変更する際に、事前に届け出ることが義務づけられています。

対象となる工場は、敷地面積 9,000 m²以上または建築面積 3,000 m²以上の製造業にかかる工場又は事業所(以下、「特定工場」といいます。)です。

(1) 条例による緩和の内容

○法による基準

区域	緑地面積率	環境施設面積率	重複緑地算入率
全域	20%以上	25%以上	25%以内



○条例に基づく基準

区域	緑地面積率	環境施設面積率	重複緑地算入率
工業地域 工業専用地域	5%以上	10%以上	50%以内
準工業地域	10%以上	15%以上	50%以内

【参考】用語の定義

○ 環境施設

緑地及びこれに類する施設で、周辺地域の生活環境の保持に寄与するよう管理がなされているもの(例:緑地、噴水、広場、屋内運動施設など)

○ 重複緑地

建物の屋上に設置された緑地や駐車場緑地などの他の施設と重なって設置される緑地

○ 重複緑地算入率

他の施設と重複している緑地を緑地面積に算入できる割合

3 ガイドラインの考え方

(1) 基本課題

ガイドラインは、下記に示す基本課題への対応を目指します。

- ① 明石市は市域が狭く、人口密度が高いという特性があり、居住区域と隣接する特定工場も多く存在することから、工場の操業に当たっては、周辺地域の生活環境等との調和をより一層推進していく必要があります。
- ② 緑地面積率等の緩和により、既存工場では建替え等が促進される一方で、緑地の整備計画によっては、緑地の持つ機能が十分に発揮されないまま、工場の操業に係る影響を周辺地域に与えるおそれがあり、緑地の持つ多面的な機能を向上させる取組を推進する必要があります。
- ③ 明石市においても気候非常事態宣言を発するなど、気候変動による地球環境問題が深刻化し、脱炭素化の取組が急務となっています。企業活動においても、地球温暖化対策が重要課題として位置付けられているなか、工場の新設や増設、設備更新に当たっては、地球環境への配慮が重要となっています。
- ④ 企業による社会貢献活動の重要性が高まるなか、企業活動における地域社会との調和や融合への配慮が求められています。本ガイドラインによる取組を通じて、相互理解が進み、丁寧な話し合いの下、パートナーシップによるまちづくりをより一層推進する必要があります。

(2) 基本方針

基本課題を受けて、以下のとおり、対応するものとします。

① 「SDGs未来安心都市・明石」のまちづくりの整合性

明石市は、SDGsの理念である「持続可能」、「誰一人取り残さない」、「パートナーシップ」に基づき、「SDGs未来安心都市・明石」の実現に向けて、「明石市SDGs推進計画(明石市第6次長期総合計画)」を策定し、まちづくりを推進しています。本計画においては、まちづくりの推進に当たり、経済・環境・社会の三側面からの統合的な取組による相乗効果を生み出し、暮らしの質と安心、まちの魅力を高めることで、持続可能な発展につなげていくこととしています。ついては、工場緑地についても、このまちづくりの基本理念に基づき、取組を推進していきます。

② ネット・ポジティブ・インパクトの考え方の導入

ネット・ポジティブ・インパクトとは、生態系保全に関する考え方であり、「開発によって生じるマイナスの影響に対して、回避や低減化という対応を行った上で、それを上回る代償を講じ、全体の影響をプラスにする」というものです。明石市のまちづくりの理念や工場緑地が持つ機能に対する市民の期待等を踏まえ、このネット・ポジティブ・インパクトの考え方を取り入れ、緩和する前よりも緩和後の環境がより良いものとなるよう目指します。



【明石市版ネット・ポジティブ・インパクト制度の導入】

良質な緑地の形成

CO2 排出量の削減

地域貢献活動の取組

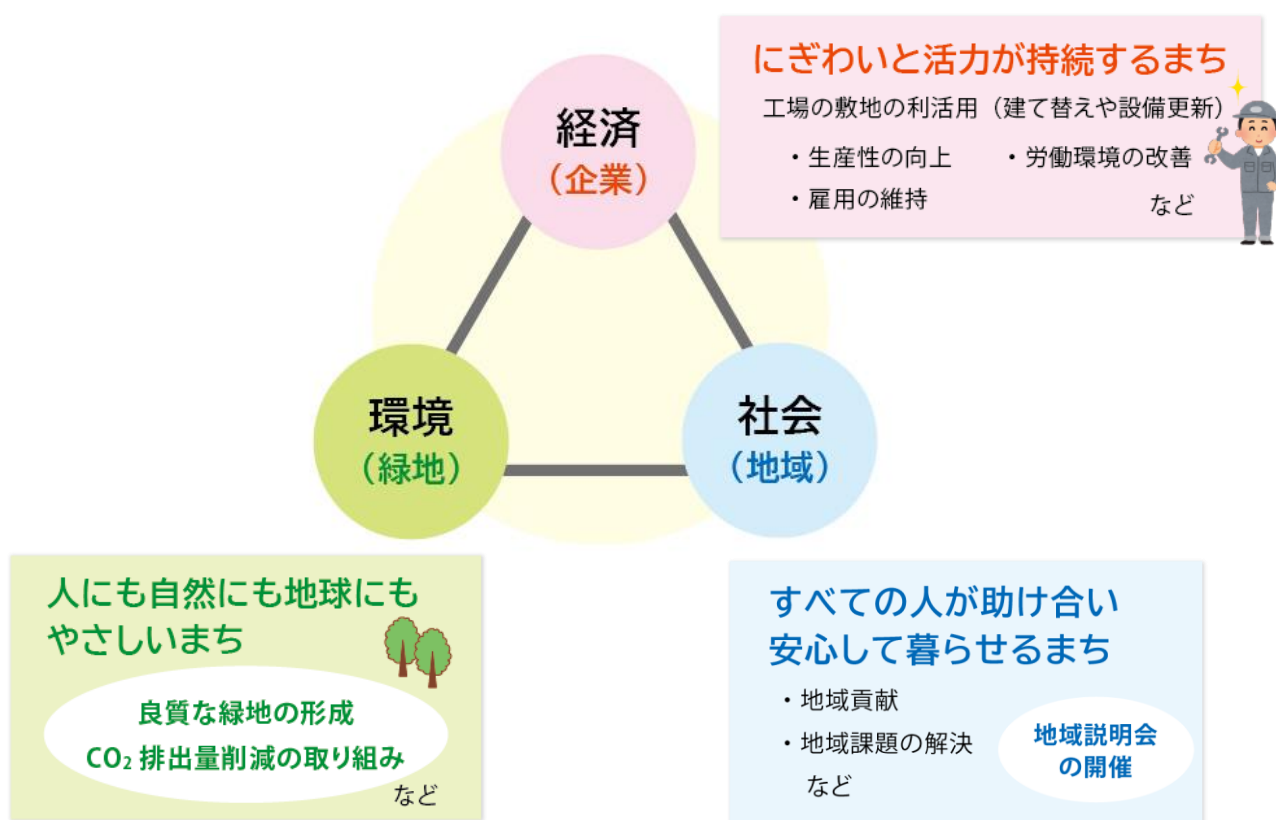
4 明石市版ネット・ポジティブ・インパクト制度

「明石市版ネット・ポジティブ・インパクト制度」とは、

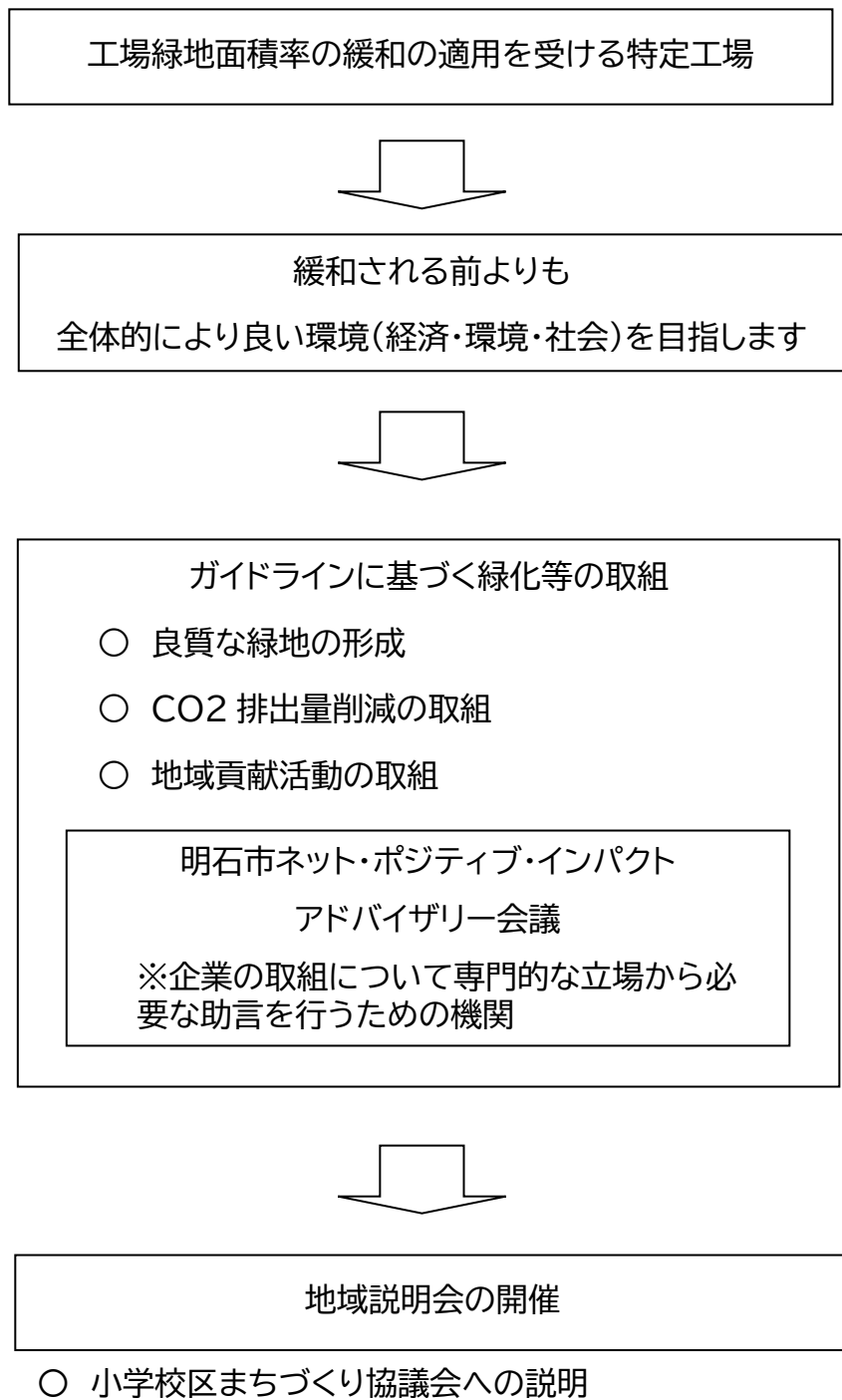
経済面では、特定工場が敷地を利活用することによって、生産性の向上や労働環境の改善、雇用の維持確保、地域経済の活性化等を図ります。

環境面では、良質な緑地の形成や CO₂ 排出量の削減などに取り組むことで、緑地機能や地球環境へのプラスの効果を高めます。

社会面では、企業と地域・市が一体となって地域の課題解決に取り組むことで、地域の個性を活かしたまちづくりを推進していきます。



【明石市版ネット・ポジティブ・インパクト制度 体系図】



5 良質な緑地の形成

工場緑地は、工場と周辺地域との調和を促進するための機能に加え、都市緑地としての様々な機能を有することから、下記の緑地整備指針に基づき、緑地を整備してください。

【緑地整備指針】

(1) 取組の優先順位

- 優先順位Ⅰ** 工場敷地周辺部に配置している緑地は可能な限り保存する(特に住宅や学校などと隣接する方向)
- 優先順位Ⅱ** 環境効果の高い樹林は可能な限り保存する
- 優先順位Ⅲ** 移設が可能な植栽は可能な限り移設を行う
- 優先順位Ⅳ** 工場内に整備する緑地について「緑の機能を高める取組」を実施する

(2) 緑の機能を高める取組

- I 樹林地の整備**
 - ① 緑地面積の1/2以上を樹林地
- II 緑地等の有効配置**
 - ① 周辺敷地への緩衝効果を高める配置
 - ② 敷地内にゆとりと潤いを与える配置
- III 地球温暖化・ヒートアイランド対策や生態系保全**
 - ① 省エネルギー・ヒートアイランド対策
 - ② 生態系への配慮
- IV 適正な維持管理**

I 樹林地の整備

I-① 緑地面積の1/2以上を樹林地

高木・低木で構成される樹林地と芝だけの緑地では、その機能面で周辺地域に与える貢献度等について、大きな差があります。このため、条例に基づいて整備する緑地の1/2以上の面積を樹林地(樹木による緑地)として整備しましょう。

なお、樹林地として整備が必要な緑地面積は、敷地面積に条例第3条で定める緑地面積率を乗じて得た緑地面積の1/2(以下、「最低樹林地面積」という。)とします。

樹林地を減少させる場合、最低樹林地面積を下回らないようにしてください。

II 緑地等の有効配置

II-① 周辺敷地への緩衝効果を高める配置

工場緑地等の環境施設は、工場立地による周辺環境への影響を緩和するとともに、心理的な圧迫等を防ぐ効果があり、当該工場の敷地周辺に配置しましょう。

また、防災面でも不慮の事態への対応を考慮して、自敷地内での災害を最小限に留める防火区画や周辺への被害の拡大を防止する緩衝緑地の形成に努めましょう。

【取組例】

- ・周辺道路や一般市街地との間に緑地を集中的に配置
- ・緑地の配置を通じて、有効な延焼防止帯や防火区画の形成
- ・火災等の延焼防止効果の高い樹木の植樹
- ・敷地周辺に高木を配置することで、建物やプラントの圧迫感を緩和
- ・緑地は高・中・低木を適切に配置(多層緑化)し、緑のボリュームを向上
- ・透過性フェンスや生垣による沿道の緑化 など

Ⅱ-② 敷地内にゆとりと潤いを与える配置

敷地内に緑地や休憩スペースを効果的に配置することで、就業環境や生産性の向上につながります。従業員等がゆとりや潤いを感じられるよう、適材適所に緑地を配置しましょう。

【取組例】

- ・建物の出入口に緑地を配置
- ・従業員が利用する食堂から見える中庭などへの緑地の配置
- ・緑地を活用した休憩スペースの配置
- ・工場の出入口に緑地を集中的に配置
- ・季節ごとの美しさや香りに配慮した花木の選定 など

Ⅲ 地球温暖化・ヒートアイランド対策や生態系保全

Ⅲ-① 省エネルギー・ヒートアイランド対策

地球温暖化が深刻化しており、工場においても省エネ・省資源等に取り組むことが求められています。工場の新增設においては、緑地等を活用し、省エネルギー化に取り組みましょう。

また、工場は、人工的な構造物等で被覆された土地が多いため、ヒートアイランド対策が求められています。工場内にまとまりのある緑地帯の形成等を行うことで、ヒートアイランド対策に取り組みましょう。

【取組例】

- ・建物の屋上や壁面の緑化等により、工場内の省エネルギー化を推進
- ・駐車場や舗装面に保水性素材を用いて、地表面の温度上昇を抑制 など

Ⅲ-② 生態系への配慮

動植物は、相互に関連して生態系を構成していますが、市街地の開発行為などにより、地域固有の生態系バランスにも影響を与える場合があります。工場の新增設に伴う緑地等の形成においては、地域の風土にあった生態系の保全に努めましょう。

【取組例】

- ・樹木の選定では、地域の既存植生の保全や多様な花木の混植
- ・生態系被害防止外来種リストに掲載された樹木等の植樹を回避
- ・敷地内に多様な小動物の棲息の場となるビオトープと自然林の形成
- ・隣接緑地との連続性の確保により、緑地景観の連続性に配慮し、風や小動物の通り道確保
- ・工場の新增設に伴う敷地拡張に当たっては、敷地内に残置森林を多く残す など

※ 明石市の推奨木 28種（例）

ウバメカシ	カイヅカイブキ	クスノキ	クロガネモチ
ヒマラヤスギ	ヤマモモ	マキ	ケヤキ
サクラ	サルスベリ	カエデ(モミジ)	シダレヤナギ
サンゴジュ	アオキ	カナメモチ	ジンチョウゲ
ツゲ	ツツジ類	トベラ	ナンテン
ヒイラギナンテン	マサキ	アベリア	シャリンバイ
キンモクセイ	カシ	モッコク	ヒイラギ

IV 適正な維持管理

緑地の持つ機能や適切な樹種の配植、地域周辺環境に配慮された植栽・景観等、質の高い緑地を持続させ、効果を高めるには、計画段階から維持管理段階における適切できめ細かな配慮が必要となります。継続的な維持管理計画を策定し、実行可能な体制づくりに取り組みましょう。

【取組例】

- ・実行状況を随時把握できるようにするための維持管理計画の立案
- ・従業員も緑地等の日常的な維持管理に関与できる体制づくり
- ・スプリンクラーの設置など、維持管理における負担軽減
- ・自然に再生し、維持管理が容易な緑地基盤の整備
- ・維持管理の一部を、地域住民と協働で実施

《参考》 重複緑地制度の活用

工場内の敷地は、生産施設や事務棟のほか、従業員の福利厚生施設、駐車場、通路、環境施設など、工場の経済活動に必要な施設を効果的に配置するため、緑地に使用できるスペースは限られてしまうことがあります。屋上や駐車場等を緑化することにより、限られた工場内の敷地を有効に活用しましょう。

【取組例】

- ・建物の屋上を活用した緑化
- ・駐車場の緑化(グラスパーキング)
- ・パイプラインの下の芝生化 など

※重複緑地とは

樹木や芝などが生育する緑地部分と緑地以外の施設が重複する場合には、重複部分を緑地として面積加算することができます。工場立地法では緑地として加算できる率は、25%と規定されていますが、明石市では50%まで算定できるように緩和し、敷地の有効活用を可能としています。

6 CO2 排出量の削減

製造業では全産業の CO2 排出量に占める割合が約 25%となっており、世界が脱炭素を目指す中で、製造業への期待が高まっています。とりわけ、製造業では、電力のカーボンニュートラル化、生産設備での省電力化が有効であると言われています。

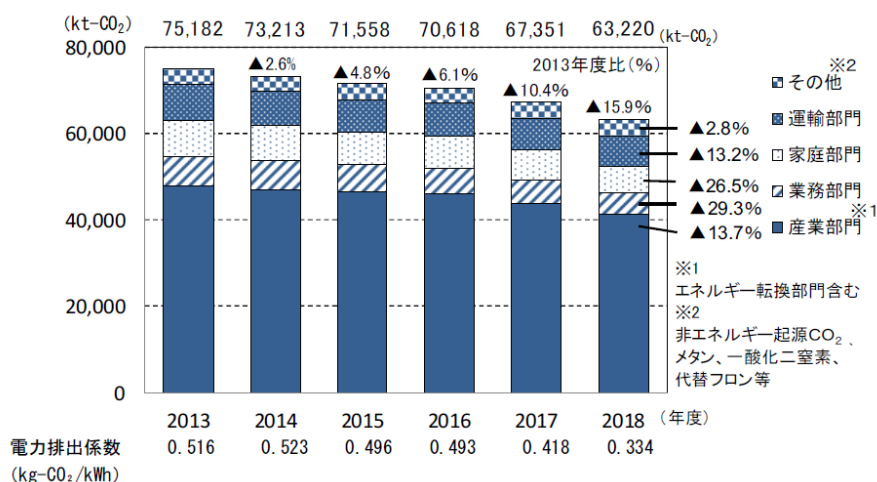
工場の新設や設備の更新、建物の建替え等を行う際には、再生可能エネルギーの活用や省エネルギー化、省資源化、廃棄物の減量化、リサイクル等に率先して取り組みましょう。

【取組例】

- ・太陽光発電設備などの設置、自家利用
- ・太陽光や風力などで発電された電気への切替え
- ・LED など高効率照明設備への切替え
- ・高効率の製造設備の導入
- ・建物の断熱対策、省エネ改修 など

《参考》 産業部門における温室効果ガスの排出量

兵庫県における 2018 年の温室効果ガス排出量(速報値)は、63,220 kt-CO₂ であり、このうち、産業部門からの排出量が全体の 66%を占めている。このことから、産業部門の取組が温室効果ガス排出量に大きく影響を及ぼすことが挙げられる。



「兵庫県地球温暖化対策推進計画 R4.3 策定」

7 地域貢献活動の取組

工場は、企業の経済活動を進める上で、地域社会と多様な関わりを持っています。工場立地においては、地域の構成員として、地域ニーズへの対応や地域課題の解決に取り組みましょう。

【取組例】

- ・地域の声を取り入れた緑地等の整備
- ・地域らしいシンボルツリーやシンボルカラーの採用
- ・体育館やグラウンド等の施設の市民への貸出
- ・地域住民に対する災害時の避難場所や物資の提供
- ・工場敷地の供出(緑地や通学路、歩道などの用地)
- ・環境美化活動や環境学習会などの実施
- ・地域住民参加型のイベントの開催(各種お祭りやウォーキングラリーなど)
- ・地域産業やものづくり学習のための工場見学等の実施
- ・地域による各種イベントの協賛、協力、ボランティア

8 明石市ネット・ポジティブ・インパクトアドバイザリー会議

明石市では、事業者の取組を支援するため、専門的な立場から助言を行う第三者機関として、識者によって構成される明石市ネット・ポジティブ・インパクトアドバイザリー会議(以下、「アドバイザリー会議」という。)を設置しています。

市は、事業者への助言に当たって、アドバイザリー会議に意見を求め、事業者の取組を支援します。

アドバイザリー会議に助言を求める内容は、以下の3項目です。

- ① 良質な緑地の形成
- ② CO2 排出量の削減
- ③ 地域貢献活動の取組

助言に当たっては、事業者における様々な諸条件を踏まえて、より効果的で効率的な取組に向けたアドバイスを行います。また、事業者が緩和する以前から実施している取組なども考慮します。

9 地域説明会の開催

事業者による緑化等の取組(良質な緑地の形成、CO₂ 排出量の削減、地域貢献活動の取組)をパートナーシップにより推進するため、事業者は、特定工場が立地する地域の住民に対して、説明会を開催し、計画段階からの情報共有を図り、地域理解に努めてください。

- ・説明は、特定工場が立地する小学校区のまちづくり協議会に行うものとします。
- ・説明する内容は、①工場の新設、又は、生産施設の増築等に係る計画、②事業者による緑化等の取組(良質な緑地の形成の取組、CO₂ 排出量の削減に関する取組、地域貢献活動に関する取組)です。
- ・事業者は、説明会の開催に当たり、説明を受ける者の理解を得るように努める必要があります。
- ・事業者は、説明会の開催後、速やかに、市へ説明会の内容を記載した報告書を提出してください。

10 ガイドラインに関する手続

特定工場の新設や既存工場の建替え、増改築などを検討される際には、明石市までご相談ください。

